

# 非正規労働

## 労政審が今後のパート労働対策を建議

# TOPICS 1

厚生労働省の労働政策審議会（会長 諏訪康雄・法政大学院教授）は六月二日、厚生労働大臣に対し、今後のパートタイム労働対策について建議した。改正パートタイム労働法の施行三年後の見直し（附則第七条に規定）

に向け検討してきた雇用均等分科会（座長 林紀子弁護士）の報告に基づくもの。分科会では、「今後のパートタイム労働対策に関する研究会報告書」（二〇一一年九月号参照）を踏まえて昨年九月以降、一三回にわたる議論を重ねてきた。

「ようやく企業に定着し始めた現行法下で企業の取り組みを促すことに注力すべき」などとする使用者側と、「合理的な理由なくパート労働者であることに依る差別的取り扱いを禁止する法制を採ることが望ましい」などと主張する労働者側の間で調整は難航したが、有期労働契約法制との整合性など喫緊の課題を受け策定に漕ぎ着けた。

### 有期契約法制と整合性図る

報告は、雇用者の四人に一人以上を占めるパートタイム労働を取り巻く情勢について「人口減少社会を迎え、労働力供給が制約される日本では、『全社員参加型社会』の実現と、経済発展・社会安定の基礎となる『分厚い中間層』の復活が課題」と指摘。「均衡待遇の

確保を一層促進するとともに、均等待遇を目指すことが求められる」とし、また「労使間コミュニケーションの円滑化により納得性を向上させ、継続的な能力形成も進めていく必要がある」と強調した。

そのうえで現在、国会には①有期労働契約が五年を超え反復更新された場合の、労働者の申し出に基づく期間の定めのない労働契約への転換②期間の定めがあることを理由とする不合理な労働条件の禁止——などを内容とする「労働契約法の一部改正法案」が提出されている。また、パートタイム労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大措置を含む「国民年金法等の一部改正法案」もある。報告ではこうした状況を踏まえ、法的整備も含めて次の一〇点にわたり、所要の措置を講ずることが適当と結論づけた。

### パート法八・九条の改定を提起

まず、(1)パートタイム労働法第八条については、「①三要件から無期労働契約要件を削除するとともに、②職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理な相違は認められないとする法制を採ることが適当」とした。これに伴い、(2)現在、第九条第一項の均衡確保努力義務の對象外として例示している通勤手当につ

いても、「多様な性格を有していることから、一律に対象外とすることは適当でない旨を明らかにすることが適当」とした。

また、(3)通常労働者と職務内容が同一で、人材活用の仕組みも少なくとも一定期間は同一のパートタイム労働者に対して、当該期間は通常労働者と同じの方法で賃金を決定するよう努めるとしている第九条第二項についても、「有期労働契約法制の動向を念頭に削除することが適当」とした。

### 雇入れ時等の説明・周知を強化

一方、(4)賃金に関する均衡、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用、通常労働者への転換といった「雇用管理の改善等に関する措置」に関しては、「事業主がパートタイム労働者の雇入れ時等に、当該事業所で講じている措置の内容について説明することが適当」とした。

また、(5)事業主は「パートタイム労働者からの苦情対応のため、担当者等を定めるとともに雇入れ時等に周知を図ることが適当」とし、さらに(6)パートタイム労働者が第一三条に定める待遇の決定に当たり、考慮した事項の説明を求めたことを理由に、「解雇その他不利益な取扱いをしてはならない旨（現行はパートタイム労働指針に規

定）を、法律に位置づけることが適当」とした。

### 虚偽報告等に伴う過料や公表の規定も整備へ

このほか、報告では(7)パートタイム労働者が親族の葬儀等のため勤務しなかったことを理由に、解雇等が行われることは適当でない旨をパートタイム労働指針に規定することが適当」とした。また、(8)報告徴収の実効性を確保するため、「報告拒否または虚偽報告をした事業主に対する過料規定を整備」するとともに、「勧告に従わなかった事業主の公表規定を整備」し、さらに勧告を行う場合で必要と認められる時は、「措置計画の作成を求めることができるようにすることが適当」とした。

なお現行、(9)厚生労働大臣が、パートタイム労働者の雇用管理の改善等に関し、必要な事項について調査、研究資料整備に努めるとされている第四二条の規定をめぐっては、「教育訓練の実施やパートタイム労働者に関する評価制度（職務評価・職業能力評価）について資料の整備を行い、必要な事業主に対し提供することを促進していくことが適当」とした。また、(10)行政刷新会議の事業仕分けで、法改正を含め対応するよう指摘された「短時間労働援助センター」は、廃止が適当と付記した。

（調査・解析部）